

令和 7 年 1 月 14 日

令和 6 年度第 3 回熊本支部評議会

参考資料 2

熊本支部事業計画 新旧対照表

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤文字で表示）	令和 6 年度
1. 基盤的保険者機能の盤石化 1－1. 健全な財政運営 （1）支部評議会の適切な運営 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 （2）財政に係る情報発信 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 （3）会議等における意見発信 医療費適正化等の努力を行うとともに、県の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支	1. 基盤的保険者機能の盤石化 1－1. 健全な財政運営 （1）支部評議会 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 （2）財政に係る情報発信 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 （3）会議等における意見発信 医療費適正化等の努力を行うとともに、県の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。 そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。	が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。
1－2. 業務改革の実践と業務品質の向上 （1）業務処理体制の強化と業務改革の徹底 ①マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ②業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ③業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を行うとともに、職員の意識改革を促進する。 ④自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。 【困難度：高】 業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改	1－2. 業務改革の実践と業務品質の向上 （1）業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ①業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ②業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。 【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。 また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改革への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。	識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。
1－3．サービス水準の向上 （1）サービススタンダードの遵守 すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 （2）申請書等の郵送化率の向上 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026（令和 8）年 1 月の電子申請の導入に対応する。 （3）相談業務体制の構築 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主らの相談・照会についての的確に対応する。記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。 （4）お客様満足度の向上 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し 100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和 5）年 1 月のシステム刷新による自動審査の効果や	1－3．サービス水準の向上 （1）サービススタンダードの遵守 すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 （2）申請書等の郵送化率の向上 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 （3）相談業務体制の構築 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。 （4）お客様満足度の向上 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
全支部の努力により平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。 ■ KPI：1）サービス標準の達成状況を 100%とする 2）サービス標準の平均所要日数 7 日以内を維持する。 3）現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。	事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPI の 100%を達成することは、困難度が高い。 ■ KPI：1）サービス標準の達成状況を 100%とする 2）現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする
1－4．現金給付等の適正化の推進 （1）傷病手当金と障害年金等との併給調整 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。 （2）現金給付の審査の適正化 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P T において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 （3）海外出産育児一時金の適正化 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 （4）柔道整復施術療養費の適正化 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術	1－4．現金給付等の適正化の推進 （1）傷病手当金と障害年金等との併給調整 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。 （2）現金給付の審査の適正化 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、支部の保険給付適正化 P T において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 （3）海外出産育児一時金の適正化 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 （4）柔道整復施術療養費の適正化 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
者については地方厚生局へ情報提供を行う。 （５）あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の適正化 あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 （６）被扶養者資格再確認の徹底 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 （７）業務処理の標準化 現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。	接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。 また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者への文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 （５）被扶養者資格再確認の徹底 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 （６）業務処理の標準化 現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。
1－5．レセプト内容点検の精度向上 （１）レセプト点検効果の向上 「レセプト内容点検行動計画」に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、他支部の高点数査定事例を踏まえた点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。 （２）システムによる自動点検の活用 自動点検マスタを毎月更新し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 （３）レセプト点検員のスキル向上 研修等により、レセプト点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向	1－5．レセプト点検の精度向上 （１）レセプト点検効果の向上 「レセプト内容点検行動計画」に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。 （２）システムによる自動点検の活用 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。 （３）レセプト点検員のスキル向上 研修等により、レセプト点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
上を図る。また、社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の動向を注視し、支払基金との協議を毎月行うことで連携強化を図り、レセプト点検員のスキル向上を図る。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。 ■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2）協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする	上を図る。また、社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、支払基金との協議を行うことで連携強化を図り、レセプト点検員のスキル向上を図る。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。 ■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2）協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする
1－6. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 （1）債権の早期回収及び回収率の向上 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を行うとともに「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。また、保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 （2）返納金債権発生の抑止 オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施す	1－6. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 （1）債権の早期回収及び回収率の向上 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を行うとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 （2）保険証の早期回収及び回収率の向上 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。また、未返納の

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
る。 【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1 による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2 の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPI を達成することは、困難度が高い。 ※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。 ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。 ■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする	多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1 の拡充により、保険者間調整※2 による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。 また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。 ※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。 ※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。 ■ KPI：1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする 2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする。 ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
1－7. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 （1）オンライン資格確認等システムの周知徹底 ①医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023（令和5）年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ②マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。 ③マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。 （2）マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。 特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。 （3）電子申請等の導入 2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けて、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。 【重要度：高】	1－7. ICT化の推進 （1）オンライン資格確認等システムの周知徹底 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 特に、2023年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 （2）マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 【重要度：高】

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により 2025（令和 7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。 【困難度：高】 経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。	オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮 2－1. データ分析に基づく事業実施 （1）医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ①医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ②地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。	2. 戦略的保険者機能の一層の発揮 2－1. データ分析に基づく事業実施 （1）医療費・健診データ等の分析結果の活用 ①医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ②地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。	【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。
（２）外部有識者を活用した調査研究成果の活用 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を検討する。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。	

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
（３）好事例の横展開 本部主導型パイロット事業や保険者努力重点支援プロジェクト等、一部の支部で取組を行い、取組結果の効果検証を経て横展開される取組について、適切に実施する。 （４）地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進 職域保険である協会けんぽと、地域保険である国民健康保険及び地域の健康づくりの担い手である各二次医療圏域の保健所等が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。 【重要度：高】 医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることか	

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
ら困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象 3 支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。 更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。	
2－2．健康づくり （1）保健事業の一層の推進 ①第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部で策定した第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。 ②保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 i）支部の保健事業に携わる人材の更なる資質向上のため、支部保健師に対し、全国研修やブロック単位による研修を実施する。 ii）地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGs の視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。	2－2．健康づくり （1）保健事業の一層の推進 ①第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。
2－3．特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 （1）被保険者を対象とした生活習慣病予防健診 ①健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事	2－3．特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 （1）生活習慣病予防健診 ①自己負担軽減及び付加健診の対象年齢拡充等のメリットを活かし、受診勧奨

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけを行い、健診実施率の向上に努める。 ②自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。 ③未受診の事業所（特に受診率が低調である小規模事業所）や個人に向けて、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ④協会主催集団健診を引き続き実施する。 ⑤契約健診機関及び受診枠の更なる拡大を図る。 （2）被扶養者を対象とした特定健診 ①協会主催の集団健診による受診者の拡大を進める。 i）骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」等のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を進めながら受診者の拡大も図る。 ii）被扶養者のニーズに合わせた受診しやすい機会（日程・会場）を検討し、集団健診を実施する。 ②自治体との連携を強化し、がん検診との同時実施等の拡大を進める。 （3）事業者健診データ取得 ①取得率への影響が大きい事業所や業態を選定し、効果的・効率的な提供勧奨を行う。 ②40 歳未満も含めた事業者健診データを、健診機関を通じて取得する。 ③事業主からの健診データ提供においては、熊本労働局等との連携を活かしたアプローチを強化する。 ④2025（令和 7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進する。 （4）健診体系の見直し	等の取組を関係団体と連携して実施する。 ②実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ③未受診の事業所（特に受診率が低調である小規模事業所）や個人に向けて、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ④協会主催集団健診を実施する。 ⑤契約健診機関及び受診枠の更なる拡大を図る。 （2）事業者健診データ取得 ①取得率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、効果的・効率的な提供勧奨を行うとともに、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えを促す。 ②健診機関への提供勧奨を行う。 ③熊本労働局等との連携を活かし、更なる事業拡大を図る。 （3）被扶養者の特定健診 ①協会主催集団健診による受診者増加に努める。 ②自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
健診体系の見直しとして 2026（令和 8）年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：252,730 人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率 70.4%（実施見込者数：177,922 人） ・ 事業者健診データ 取得率 10.7%（取得見込者数：27,042 人） ■ 被扶養者（実施対象者数：55,868 人）	【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008 年 10 月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8 割以上が被保険者 9 人以下の中小企業である。そのため、1 事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：245,248 人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率 68.2%（実施見込者数：167,259 人） ・ 事業者健診データ 取得率 10.7%（取得見込者数：26,242 人） ■ 被扶養者（実施対象者数：58,055 人）

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
・ 特定健康診査 実施率 29.6%（実施見込者数：16,537 人） ■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を 70.4%以上とする 2）事業者健診データ取得率を 10.7%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を 29.6%以上とする	・ 特定健康診査 実施率 29.5%（実施見込者数：17,126 人） ■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を 68.2%以上とする 2）事業者健診データ取得率を 10.7%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を 29.5%以上とする
2－4. 特定保健指導実施率及び質の向上 （1）特定保健指導実施率の向上 ①協会実施分 i）2022（令和 4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ii）特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。 ②委託実施分 i）外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。 ii）遠隔面談等の ICT を活用した特定保健指導を促進する他、協会による実施が困難な地域の特定保健指導を外部委託により実施する等、対象者の利便性の向上を図る。 （2）特定保健指導の質の向上 第 4 期特定保健指導で導入されたアウトカム指標（腹囲 2 cm・体重 2 kg 減等）に沿った、成果を重視し対象者の行動変容につながる特定保健指導を	2－4. 特定保健指導実施率及び質の向上 （1）被保険者の特定保健指導 ①協会実施分 ア. 標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）を着実に実施する。 イ. 実施率が低調な事業所等を選定し、効果的な利用勧奨を行う。 ウ. 情報通信技術を活用した遠隔面談を引き続き着実に実施する。 エ. 第 4 期特定健康診査等実施計画を踏まえ、成果の見える特定保健指導を実現するために質の向上を図る。 ②委託実施分 ア. 健診機関による健診当日の初回面談の実施を引き続き推進するとともに保健指導の質の向上を図る。 イ. 情報通信技術を活用した遠隔面談を外部委託により実施する。 ウ. 協会保健師等による実施が困難な地域の特定保健指導を外部委託により実施する。 エ. 協会保健師等が実施した初回面談の継続的支援を外部委託により実施する。 （2）被扶養者の特定保健指導 協会主催集団健診において健診当日の初回面談を強化する。

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
実施するため、支部内研修や委託機関の合同研修等により質の向上を推進する。 【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の Q O L の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：39,763 人） ・ 特定保健指導 実施率 48.2%（実施見込者数：19,165 人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,564 人） ・ 特定保健指導 実施率 32.6%（実施見込者数：510 人）	【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の Q O L の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008 年 10 月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8 割以上が被保険者 9 人以下の中小企業である。そのため、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：38,507 人） ・ 特定保健指導 実施率 39.5%（実施見込者数：15,210 人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,473 人） ・ 特定保健指導 実施率 26.0%（実施見込者数：383 人）

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を 48.2%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を 32.6%以上とする	■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を 39.5%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を 26.0%以上とする
2－5．重症化予防対策の推進 （1）血圧・血糖・LDL 値に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 （2）慢性腎臓病（CKD）該当者等への受診勧奨を実施する。 （3）事業所を通じた「職場の喫煙対策」事業を、関係機関と連携しながら実施する。 （4）胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。 （5）高尿酸値リスク者への受診勧奨を実施する。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。 ■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）2025（令和 7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	2－5．重症化予防対策の推進 （1）血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。 （2）糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施する。 （3）慢性腎臓病（CKD）該当者等への受診勧奨を実施する。 （4）事業所を通じた「職場の喫煙対策」事業を実施する。 （5）心房細動リスク者への受診勧奨を実施する。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。 ■ KPI：健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする
2－6．コラボヘルスの推進 （1）健康宣言の拡大と質の向上 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡	2－6．コラボヘルスの推進 （1）健康宣言の拡大と質の向上 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 （２）地方自治体等との連携推進 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。 （３）関係団体等との連携推進 中小企業における健康づくりを推進するため、関係団体等と連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 （４）健康増進のための情報発信 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40 歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 （５）メンタルヘルス対策 メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施する。 【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、	大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツを標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）した健康宣言を定着させるとともに、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 （２）関係団体等との連携推進 中小企業における健康づくりを推進するため、関係団体等との連携を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 （３）健康増進のための情報発信 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据えた情報発信等を推進する。 （４）メンタルヘルス対策 メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 50 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。 ■ KPI：健康宣言事業所数を 3,320 事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。 ■ KPI：健康宣言事業所数を 2,930 事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数
2－7. 医療費適正化 （1）医療資源の適正使用 ①ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。 ②加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 ③医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。 （2）バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 国の方針（※1）を踏まえ、2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果をもとに、横展開される事業を適切に実施する。 （※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするを目指す」 （3）上手な医療のかかり方の周知・啓発 ①医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。	2－7. 医療費適正化 （1）ジェネリック医薬品の使用促進 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 （2）ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策 ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
②ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 （１）～（３）の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。 【重要度：高】 国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和 11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。 【困難度：高】 ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェ	把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 （３）上手な医療のかかり方の周知・啓発 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 （１）～（３）の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。 【重要度：高】 医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。 また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
アを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。 ■ KPI：1）ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2）バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。	一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。 ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
2－8．地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 （1）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 「熊本県保健医療計画」及び「熊本県における医療費の見通しに関する計画」に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 （2）医療提供体制等に係る意見発信 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議等において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意	2－8．地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 （1）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 「熊本県保健医療計画」及び「熊本県における医療費の見通しに関する計画」に掲げられた内容の着実な実施に向けて、取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 （2）医療提供体制に係る意見発信 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議等において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
見発信を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。	見発信を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。
2－9．インセンティブ制度の実施 （１）制度の周知広報 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。	2－9．インセンティブ制度の実施 （１）制度の周知広報 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。
2－10．広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 （１）加入者・事業主目線の広報 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。 （２）多様な広報媒体の活用 テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。 （３）PDCA の実践 評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 （４）本部広報計画に基づく広報 「令和 7 年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和 8 年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方	2－10．広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 （１）加入者・事業主目線の広報 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。 （２）多様な広報媒体の活用 テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。 （３）PDCA の実践 評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 （５）地域・職域特性を踏まえた広報 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体である SNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。 （６）健康保険委員の拡大と活性化 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。 ■ KPI：１）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 67.3%以上とする ２）SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う ３）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする	（４）地域・職域特性を踏まえた広報 本部が作成する全支部共通広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。 （５）健康保険委員の拡大と活性化 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。 ■ KPI：１）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 64.7%以上とする ２）健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする
３．保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 ３－１．人事・組織 （１）人事制度の適正な運用 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 （２）更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ①保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促すことで組織基盤の底上げを図る。	３．保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 ３－１．人事・組織 （１）人事制度の適正な運用 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 （２）更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ①保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促すことで組織基盤の底上げを図る。

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
②それぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。 （３）働き方改革の推進 ①協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の実施を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ②病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ③法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 （４）風通しのよい組織づくり 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。	②それぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。 （３）働き方改革の推進 ①すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。 ②病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ③法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 （４）風通しのよい組織づくり 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。
3－2．内部統制等 （１）内部統制の強化 ①リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。 ②的確な業務遂行のため支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 ③規程、細則、マニュアル等に基づき、適正かつ効率的に業務を遂行する。 ④階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管	3－2．内部統制等 （１）内部統制の強化 ①リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。 ②規程、細則、マニュアル等に基づき、適正かつ効率的に業務を遂行する。 ③階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 （２）個人情報の保護の徹底 ①保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ②個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 （３）法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ①協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ②コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ③外部相談窓口（コンプラほっとライン）の周知及び制度に関する研修を継続的に実施する。 （４）災害等の対応 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 （５）費用対効果を踏まえたコスト削減等 ①サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ②調達に当たって、100 万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。	理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 （２）個人情報の保護の徹底 ①保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ②個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 （３）法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ①協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ②コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 （４）災害等の対応 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。 （５）費用対効果を踏まえたコスト削減等 ①サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ②調達に当たって、100 万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。

熊本支部事業計画 新旧対照表

機密性 2

令和 7 年度（案）（変更箇所は赤字で表示）	令和 6 年度
③調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ④少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	③調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ④少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする